

京都府議会基本条例の 創設に向けて

これまでの改革を
制度として発展させるために

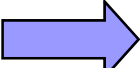
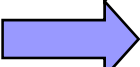

知事と議会の権能

■ 知事と議会（二元代表制）

・憲法第93条

- ①地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する
- ②地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する

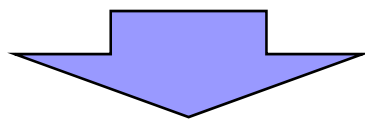
■ 二元代表制の機能の発揮

- ・知事  予算案提案・事務事業執行
 - ・議会  団体意思の決定
- 
- ・府民福祉の増進に向けた府政運営



京都府議会の改革

永年にわたり
議会機能の充実・強化に向けた
改革を実施



これまでの実績・実践を
体系的・総合的に整理
(約10年余の実績等から)



『改革』①（平成11～14年度）

■ 開かれた議会

- ・議会の情報公開（公文書公開）
→ 情報公開条例の実施機関へ（12年度～）
- ・傍聴用モニターテレビ設置（14年6月～）
- ・予算・決算特別委員会の直接傍聴実施（14年度～）



『改革』②-1(平成15年~18年度)

■ 議会審議の充実

- ・活発な議会審議(閉会中の活動の充実)
 - 政策常任委員会の実施(15年8月~)
 - (参考人制度の積極的活用)(16年2月~)
 - 管内調査の充実(主要行事参加)(15年7月~)
- ・委員会審議の充実
 - 一問一答方式導入(15年10月~)
 - 質問の事前通告廃止(15年6月~)
 - 予算・決算特別委員会運営の改善
(質問・答弁発言席設置)(15年11月~)



『改革』②-2（平成15年～18年度）

■ 府民に身近な議会


- ・ テレビ常任委員会の実施（15年10月～）
- ・ PRコーナーの設置（16年4月～）
- ・ 公聴機能の充実
 - ホームページで公聴開始（16年7月～）
 - 「なんでもBOX」設置（16年6月～）
- ・ 本会議・委員会インターネット中継開始（17年2月～）

■ 事務局機能の充実

- ・ 政務調査室の設置（16年度～）（のち政策法務室⑱）

■ 市町村議会との連携

- ・ 合同研修会の開催（16年2月～）



『改革』③-1（平成19年度）

- 政策・事務事業への関与の拡大（20年3月条例制定）

- ・議決事件の拡大

- 基本的な計画


- 府民視点で計画策定・推進

- 出資法人への議会関与

- 点検・評価・透明化

- 年度開始に合わせた議会審議の速やかな展開

- ・5月臨時会 毎年開催（20年5月～）



『改革』③-2（平成20年度～）

■ 議会の活性化

- ・ 常任委員会の毎月開会（21年1月～）
- ・ 委員会の公聴活動としての「出前議会」の開会（21年度～）

■ 政策提言・監視評価機能の強化

- ・ 条例提案プロセスの具体化
 - 議員提案条例の調整・検討手続きの定め（21年2月～）
 - 立案検討の「政策調整会議（6名）」の設置（21年5月設置）
- ・ 府政マネジメントサイクルと連動した委員会の年間運営（21年5月～）
- ・ 毎月常任委員会で政策の提言、事務・事業の監視等機能の発揮
（21年5月～）



『改革』③-3(平成20年度～)

■ 議会意思の発信

- ・ 常任・特別委員会の1年間の総括
→「委員会活動のまとめ」調製 理事者へ提出(21年5月～)
- ・ 予算・決算特別委員会の指摘・要望事項
→議長から知事へ「意見・提言」として提出(21年3月～)

■ 議会の透明化の拡大

- ・ 「政策常任委員会」のインターネット配信(21年4月～)
- ・ 常任・特別委員会の直接傍聴の実施(20年7月～)
- ・ 議会運営委員会の直接傍聴の実施(20年10月～)
- ・ 議長交際費のホームページ公開(20年4月分～)



『改革』④

■ 議会・議員活動基盤の再整備

- ・会派の運営

 - 「会派運営補助金」制度の見直し(20年4月～)

- ・政務調査活動

 - 「政務調査費」制度の見直し(20年4月～)

- ・議員活動

 - 「費用弁償」の見直し(18年4月～)

 - 「費用弁償」の点検(20年5月)

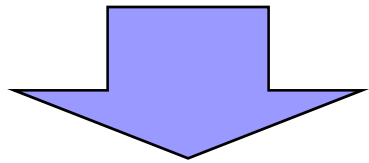


地方自治法の改正

- 政務調査費制度の導入
地方分権一括法を踏まえた制度化(平成12年改正)
→ 平成13年度導入
- 議員の位置付けの明確化
「報酬」から「議員報酬」へ(平成20年改正)
- 議会活動の範囲の明確化
法定会議の拡大(平成20年改正)
→ 本会議・議会運営委員会・常任特別委員会限りから
会派間調整会議・全員協議会等も法定会議へ拡大

改革の体系的整理

- これまでの改革の実績と実践



議会機能の強化に向け『体系的整理』

- 議会運営機能の強化
- 政策の提言・提案機能の強化
- 事務・事業監視・点検・評価機能の強化
- 議会意思の明確な発信
- 透明性の確保
- 議会・議員活動基盤の整備
- 事務局機能の充実・強化



議会運営機能の強化

- 本会議・委員会審議の拡大
 - ・常任委員会の毎月開催・5月臨時会の毎年開催
- 本会議・委員会運営の充実・審議の多様性
 - ・一般質問日の拡大
 - ・本会議における分割質問、分割答弁方式の実施
 - ・予算・決算特別委員会の審査日数の拡大
 - ・委員会の一問一答方式の導入
- 委員会活動の充実
 - ・委員会の機動的運営の確保
 - ・出前議会の実施による広聴活動の充実
 - ・参考人制度の積極的活用
 - ・テレビ常任委員会で活発なテレビ討論の実施
 - ・政策研究のための常任委員会の開催
- 弾力的な特別委員会の設置
 - ・課題に応じた特別委員会の設置
- 閉会中の議会活動の充実
 - ・議員・委員派遣制度の積極活用
 - ・主要行催事等管内調査の実施



政策の提言・提案機能の強化

- 常任委員会の毎月開催による議会の政策提言機会の拡大と機能の強化
- 行政のマネジメントサイクルと関連した委員会の年間運営
- 議会意思の発信
 - ・委員会活動のまとめ(常任・特別委員会)の調製(理事者配布)
 - ・意見書・決議・アピールの積極的活用
 - ・予算・決算特別委員会の指摘・要望事項一覧の知事提出
- 議員提案による政策実現
 - 議会により実現 → 政策条例の調整・検討手続の整備
「政策調整会議」の設置
 - 理事者により実現 → 本会議・委員会審議を通じた政策提案・提言の積極的展開
- 委員会活動の強化
 - 常任委員会の毎月開催による委員会活動の活性化
 - 意見書・決議・アピールの積極的活用



監視・点検・評価機能の強化

- 常任委員会の毎月開催による監視機能の更なる強化
- 行政のマネジメントサイクルと関連した委員会の年間運営

- 連合審査会の開催による重要案件の審査
- 予算・決算特別委員会の審査日数の拡大

- 予算・決算特別委員会における指摘・要望事項一覧の知事提出
- 意見書・決議の措置状況の取りまとめによるフォローアップ

- 基本計画の策定等に関する議決等
- 府出資の外郭団体に対する評価の報告等



議会意思の明確な発信

- 議会意思の発信

- 委員会活動のまとめ(常任・特別委員会)の調製(理事者配布)
 - 意見書・決議・アピールの積極的活用
 - 予算・決算特別委員会の指摘・要望事項一覧の知事提出

- 議員提案による政策実現

- 議会により実現 → 政策条例の調整・検討手続の整備
「政策調整会議」の設置

- 理事者により実現 → 本会議・委員会審議を通じた政策提案・提言
の積極的展開



透明性の確保

- 議会のインターネット録画配信
- 本会議・全ての委員会の直接傍聴
- 議事録・調査活動等のホームページ公開
- 公文書の閲覧・公開 など



議会・議員活動基盤の整備

- 議員の位置付けの明確化
 - 議員の報酬に関する規定の整備
- 議会活動の範囲の明確化
 - 協議・調整のための場の拡大
- 会派の活動支援
 - 会派運営費の適確な運用
 - ①会派活動の自主性・自律性の確保
 - ②透明性の向上
 - ③府民に対する説明責任の確保
- 議員の調査研究活動支援
 - 政務調査費の適確な運用
- 議会運営・活動基盤の透明化



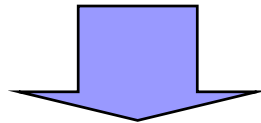
議長の諮問（平成21年7月9日）

- 二元代表制の一翼を担う京都府議会を今後も確固たるものとしていくため、これまでの多くの議会改革の着実な実践や実績などを踏まえ、その基本的事項を総合的、体系的に取りまとめ、将来にわたり、制度として発展させて行くための方策等について、貴委員会の審議を求める。

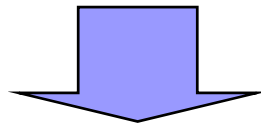
これまでの実績を確かなものへ

■ 実績・実践の整理

① 実績の総合・体系的な整理で内容の再確認



② 総合的・体系的な整理を確かなものへ



③ 明確にした制度として更に発展

発展の手法

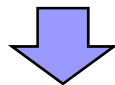
- 改革の実績・実践の体系的・総合的整理



- 制度として発展する手法の検討



- 検討の視点＜議会の権能・責任の明確化＞



- 明示・明確化した規定整備



- 新たな条例の創設

議会活動の
発信

議員の政策立案
政策提言機能



条例創設の意義

- 会議規則

 - 地方自治法120条 → 「会議規則」

- 「議会基本条例」の創設


 - 分権時代の地域規範として独自に創設

 - 議会運営を体系的・総合的に規定

 - 議会運営のルールの明示化

- 条例創設を議会の更なる活性化の手段として

 - 条例創設過程を大切に



議会基本条例

- 議会基本条例の位置付け
 - ・自治基本条例や行政基本条例と同地域の『最高規範』
 - ・行政基本条例等と相互補完関係→地域規範の完成
- 形式・法体系上の意義
 - ・「決まり」を体系的・総合的に明示
- 内容・運営上の意義
 - ・時代に合った議会運営の制度化



「基本理念・基本方針」の明確化

■ 基本理念・基本方針の位置付け

府議会の目指すべき方向等を整理
府議会議員共通の認識として確認
府議会の意思を府民へ明示・提示

■ 議員共通の認識とするために

全議員による確認 → 府議会「決議」

■ 基本理念・基本方針を基盤とした条例の作成

①「基本理念・方針(案)」作成→②「基本理念・方針」決議
→③基本条例中間案→④府民意見→⑤条例最終案→条例議決



基本理念・基本方針の論点(例)

■ 基本理念

- ・ 今日の地方自治
- ・ 府議会の使命
- ・ 府議会の目指すべき方向

■ 基本方針

- ・ 議会運営の基本方向
- ・ 京都府(団体)の意思決定機関としての役割
- ・ 事務事業の監視評価機能の推進・強化
- ・ 政策提言提案機能の推進・強化



検討状況の見える化

■ 策定過程の公表・公開の方法

- ①学識者との「意見交換会」などの記者公開
- ②策定関係資料のホームページ公開
- ③節目の「政策調整会議」の記者公開
- ④パブリックコメントの実施 など

今後の作業工程(案)

①意見交換会の実施



②「基本理念・基本方針」の作成(議会運営委員会から議長へ報告)



③「基本理念・基本方針」の『決議』



④「議会基本条例」中間案の作成



⑤府民意見提出手続き



⑥「議会基本条例」最終案の作成(議会運営委員会から議長へ答申)



⑦「議会基本条例」の議決・策定



条例骨子(例)

- ① 目的・基本理念・基本方針
- ② 議員の活動
- ③ 議会の活動・運営
- ④ 府民との関係
- ⑤ 知事等(執行機関)との関係
- ⑥ 議会の機能の強化
- ⑦ 議会改革の推進
- ⑧ 議員の倫理
- ⑨ 議会事務局等

京都府議会の議会運営の特徴

行政マネジメントサイクルと連動した機動的な議会運営

■ 行政の年間運営

■ 機動的な議会運営

